家法書へ

特別
イ4
696
200

696
200

○百手弓 ○稲負弓 ○ゑび須 ○麻呂 ○天妻
○源曽阿考 ○頭 ○麻呂 ○天妻
○名香 ○古文屋 ○慈門保元の祈
土
○東俊氏 ○陵棟梁集 ○提燈
○刀祓 ○解口 ○器隠像
○和西唐西 ○瓜判 ○月行日行
○申分田分 ○暑頌 ○節用集
○天狗 ○幽霊 ○黄黒
○下髮 ○足利学校 ○東西近国名聯
○金利 ○散市 ○市行

○鬼一法眼　○桂林舎義概目次

○曲礼法　○日本書紀神武天皇

○人代人名　○博奕　○遊女

○婚儀　○結髪　○選挙

○方言郷語　○言葉　○当時作家

○和歌の徒　○綱　○祈

○五水抔　○名居　○矢張大原女

○稽果　○和泉米穀俵

○疱瘡　○儒書　○薄音佛書谷音

○五行説　○南団扇高著述書目

○租税　○仁徳天皇　○松平楽之校

○黠智　○寢る部　○時の撞鼓

○時計　○尼年　○華別の子

○物の名　○苗字　○名割

○亮　麻呂　○佳吉人　○天子諱号

○婦女の名　○祖父の名と説　○字體　草平仮名

○増婦孫の例　○稚児あそび　重ねていい

ふとと言ふ　○夜ぐ　○字例

○童　○根蟹合戦　桃太郎　舌切雀　花咲爺

鬼手柄　浦島之子

○妻と責罵　○児と育て安産

○書判　○学子風

八五 ○武家故実諸礼　八六 ○官職別

八七 ○武家月代　八八 ○寒気の節注文の礼

八九 ○對人初寒暖の候と云　九〇 ○初午

九一 ○髮長　○甘露

○烟草　七百廿一　○紫服

○遁暦　○男女厄年　前字四

○うきよのはなし　信住院入道海大宗菴直綱の庵事也元亀十四年7月の事なり　打長あるく〜閑て二三隙とるく活

道遥院内府　常のうさ

北苑七六五

京今集まる百千島八諸国より　常のまたわらび　奥沖真淵の

ばかりなるもの　ばかりなるもの　ばかりなるもの　ばかりなるもの

院内府なるさまも　百みるもの

三条八幡集伝授の人　なるもの　なるもの　なるもの

なるもの　なるもの　なるもの　なるもの

なるもの　なるもの　なるもの　なるもの

なるもの　なるもの　なるもの　なるもの

稲負鳥

或書十二月の人

同集秘部に　門

れ　並

常嗣鳥

かぞへ屋ハきみをうしとあるも心をぐしの流あるべしこれをいつる

土佐

雉

しる定めをさし　李居宣長ハ此歌のこゝろをべしみ

雉

白雉

ちいハみひるゆんめうすうこの歌へしこゝろをいとれしいとをてし

新嘗

ゆれしこの名の義をとゝう見むいつるの人の説にこの旧説に庭鶴

雉

きこゝろいつるがゝしこの名に二品ありてれはこの人の考ゝ屋を

きなちこゝろ

上下にうごかしこゝろをぎこ（どりとてもこれゝり出ち名ゝり

今和ゝ屋をれ右にうごかしくいなき鶏鳴ゝいふなりとハ

片絲

屋とゝ

人のいなゝとゝきかゝりとぬゝきさをゝをゝてこのようをとゝふ

茂ゝ

遠ゝ

さ海ゝ名ゝ仰れハいれゝいふをれはさゝ名ゝりゝ（ゝさる

屋敷

名のあゝんにゝされしをゝしゝとおゝひゝに一ゝとゝ住孫の四吉田

一下少長

ゝいゝとゝゝゝこの集講説ゝゝちゝ藩士柴田氏ゝゝの

のゝゝりハ冊山ゝゝまれゝゝみゝゝゝ

あるとき今の番をかくしてもの仕様なるし毒多れるに因種
に甚だ色々しく人体なるべきざうれどまてまあるをいてて
殺領のかくなりとおもしかくざるに人くさうろふちうむし
をもちもとと定すしぬるうるをとと今はあめちにこれなりてきもも
ふあるむ
○咲眉者ハ彦火々出見尊の考
○端出之縄　暑午歩
和名抄端出之縄與注連同　續日本紀ニハ左縄端出と
あり土豆と一つまとめたるハと別き上田秋成雨華ニ志利久米
の志利ハ後なり久米ハ限目なり加伎の約免伎なりと又にかき免
ニ垣根もかきり免れると久ハ約免ふく利と省く久米とも之
免ハもの一つ免ふ之親なりもの目とハ神代巻ノ手力雄命
目神と岩門なり利出しきくまつりもも入て伊つぶしと
御後ハ引ワしくるかなり免の縄なりとくく志免縄とハ
ものまくと又畧ける同れくるもれとをくふくものと色ざつる
志ると世とせるとつり宣長ハ一つ免ハ蒙本の本とふく免ハ之免
ワとの志ることまるまてまるるぶくこ免ハ畧ける縄れるとつる
いつまとる是ける秋ゆるひ一注連縄ハ此の縄ハ直の川
ものをべつ志るしとせるとるいと杜とるしをハ標まると標
結とるつまきれば萬葉集巻二近江天皇崩御之時婦人歌
かくあるとこ子稀く志るもをハ万和のををしふ免ハ免
もと石川夫人謌ハ志れ免ハ之免ハ山ハ志

中ノ昔もあるうくにとまりを宇ら樫野ごとくに大きにしも
なれども心に領をるふくに若し意の河多き高田与清の説ふ久べ
ら越陽ゝ コユルヘダテとふ義ゝや垣とク子とふもさるゝ
ゝり万年中集十四ゝ久敬故之ホ麥喰馬ともらゝこりクメナハ
ゝ後越陽縄ゝ後へ知るふ陽の縄とゝ言れるべしとふてきれと
こるの陽とふるゝらけゝゝ ゝり備ゝ考ゝとゝきとゝや

○激曽 阿考

激曽ゝふハ遅鈍のゝ阿考ハあるゝの中器ゝ考ゝ
ゝ考の説ゝ信任四拳

○頭

人のまらをつゝりとふふまゝきゝ古事紀

ゝ都夫良意富美とあるゝと書紀ゝ圓大臣ゝ如ゝ
年中ゝ圓江ゝきてつゝゝゝとゝ人の男ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
つゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
早稲ゝ 稲ゝふゝ 意ゝ
ふゝ圓ゝ ゝ 條 ゝ 梅ゝ
引ゝ ゝ 甲螺子ゝ 粒ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
刑 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
東ゝの方言ゝ酒ゝゝゝ酔ゝゝ

ツブ栗なりとみてこれをもこれをもみきんあうとうとう

○麻呂

人の名をみな何丸とつけあて人へのこづつとけてまゐらする
とうとれ部下の祈りなるへしこれ枕あるとかどあるこゝ
きとうとうとまゐらせたくれ枕まとう[illegible]
の人なのどくまとのあこひのたまとうゆこうひ[illegible]
ゆるまとうこゝ[illegible]
麻呂とうとんいい

枕

○夫妻

[illegible]
思憑而榜来等六甚夫乃子我[illegible]

妻とてつゆらひつ夫とけてつゆとうとあやまき
どとと衣の裾のまとつゆとうとうとうとうとうとう
[illegible]
のとうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八

○鳥居

[illegible]

寒川鹿角後
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

きに限嶽の屠りる形なり垣とするもおかきの意なりさて
門とふるに上下ともふつゝかなるものを垣まきと書ふりと
あげて往来をもあまさず恒常のものを無用のものとなむ
でしまるゆゑ止といふなんりされば門と板をぬきたる
ぬきて止よむ門のまへの子のまとるべきものをそれ山きに
もるの義なりでし中略これ登利尚はまりあそ弟の一つなり
まもるとなれば門のもとをかぎりとなるべきの構なり
なるべし為いとなるといもんなし中略唐山くにこの名所のこと
華表とはり僧家ふ主も華表をもうして四方ふそなることつくふ
全くもるなりそれに東に養心門あり修行門西に菩提門北に涅槃門
の額をかくなるべし門構なりまとしとしたるべし

○古手屋

倍ふ古糸とかるとしてふ古言そなたいれへの約ちれ古細布
なり書紀ふ多倍能彼伽摩島とあり延喜式ふ明細布
照細布青和幣白和幣なりとつるとおれ

○慈門禅尼歌

あまとがつくりそれるさき彦根のやくそくそ里根とふ山宮ふ慈門と
つる尼住ふりきそれ藤子武居梅園住ふ梅園久世父の姉まて
かのうちそうれれんとそなたりたるとつまとなれ女のごくいともそれ
ふ尾れりきそなくふ母ふりるそくふ嶋ふのちるも少ふみまから
とそきくく一枝和尚とつる大とこにつくへいとそれくれたれひさり
後とそふをみくふ坐禅のいとまとそふ月花のあそれ女の

れりの人のあそれともまたるとしてなげきて虎れりき一とせ秋の
山里にてゆきまれいとしく降りたるに
ゆきにつもりてみちもうづもれてとりたく家
の神ぎきさまあるべきをとりまくかるのさぶき
にあるべきてゆふひをるとしてきたれば
りびんあそれとあるとしてはしてれはほうせきをぞ
うとう発ゆきとうとうとのべのきてれのふとうとぞ

○東儀氏

寛政の比紀伊の國若山にまりて沼何某とつたへるに
あるべしとしてれりとしてつづく比ゆく
をくつ若おがとしも無事にまりあふき國中ゆきみち悪

明後日

しものべく上中下とうのつとうとうとうとして
せあるとしてのりて東儀なるふとしてとうとう
にとれるとしてとうをしくれとうとひとく
きつとうゆきて本のきをとるを東ゆるを稀ばいふとしてき三郎
節のひとうのとうとうとう

棉納禅師英三郎のうた

二十年あまりのむかし信濃国善光寺なる禅林よりかへられた前住棉納ぜんしの一位家の御くるまをまねいてとまりのうた

もゝむかしたちもとまりしやまかはのみなかみにかへるたましい

づゝんとあるさいはひ富士馬場嘉衛佐右ヱ門の山

ゆるるさ事はにはかにありて交をうるふ能

まゐり如来堂をうにはきたるとは久美子とはつらみする

ひもきつきとるも松れはとそこにしられはまて

おもかたしら雪ましら雪吉原の妓婦歌とうるはる月前

恵とうるふ

さやかれる月の限りにまつらひのそらかな

ゆくえ二首もしぶきそうくもとしのゆくしく仏

しみていまあそれとはぼくしぶ仏なかをとくとお鋪ど故

されをんれをきもも婦しまきもすもうぶきてそ

たびはちる海ぐ住吉の松山の富士田久徴佐右ヱ門中ど

椿子とつる町ちまわれ一ざうしいとまよりちえう

にくあぐそるとうと歌ものりきうもうもの鹿の舞

ちうあもまをちをそしてゆをを久徴ふしをくなどあく

一夜山路とたぐう草葉の露ふしぬまをしらぐ松とて

ぜぶりしふちりびく

我ハさうぐつしと松とをとをとをとをれるあとつる

あらためるべしとて みちのくにうこれをあつめ
とれるとて いとゝふるきつくこの人去年夏むなしくなれば
免るべきなれば きと久徴あつめ家集をとり

○ 讃棟梁集

このかたく松屋棟梁集とて書とつるふ種ぐの物あつめ
さる人よく物のかたぐ せぐ所ぐくを讃せられ
ぬ ひとも〜 失ぐたし まれぐいふぐやれとる物の れまふ
ぬ〜むきいと人ぐこの なられをとどまて やうくいてんいよ
ぬつぎれまぐい れのもといつもそぐちつぐくとれぐんなぐぬ人
の為るびの れぬ子とはるぐらたとそれぐみちんたるまつ〜
集たる音嬬ハ 故東東山東山東ハ 出羽陸奥に

いつまぬ〜れ〜 ぬつまちの道のまくまる常陸やもらぬ久
ぬゆ名ふまくまく

綱を萬葉集十八賀陸奥出金詔書歌に 鶏鳴東国
能美知能久乃 ぬまを短歌も 狼煙呂伎能御代佐可延
年等阿頭麻奈流 美知能久夜麻ホ金花佐久とあるハいう
れ〜ん

頭書を仙者いふ ふ〜てる れのれが花とみく陳ぐ いつるを萬葉集のこと
いうまり 面く れとしのすせ はくげホひぐく れりされとけりくとのく陸
奥守ハ なぬ ひれまに 世家物ぬ〜のくくの人もなぐ 東のうさに主陸奥山とう
ふ ぬ〜ぬとく 陸奥ハ 書書ふ阿ぬうとにあるむく 世ホ千歌万葉ぬ
奥州の国とぬつまちるくちるもを記紀のむ稲ぬたぐふ紀
れ〜うけぐさしまれ 幸ぬ 東の国をとぬ〜うして阿つまとぬる
ぬもちくれとんし いつるとぬ常陸風土紀に古者自二相

模国足柄岳坂以東諸縣總称我姫国當時正言常陸
唯称新治筑波茨城那賀久慈多珂国とくくあるとこれらと
より陸奥ふもかれの称も傳ヘかるべ

東都稱呼舞とう條に見るの形くはづかのこやとうつる稱ハとく
綱とこの流れのまに所ちたるとぶとこうつ詞のとこと宮所の
よふふくせこ流のよりと暗きとるとのこと所のこと所ところ
しうつるを暗きとこをこしうつるとこ

かつきき天の日ぎの天宮をこうしと見れどいとあ稱ろ
それこそふもつく外国とひれも田舎ならもいひて四方の国ろ
京にゆくとの伊るとこ京のうちふくも大宮新と上こて始めるさら
ろとうひこれより外ふゆくとを始めるしいとさるとと後ふ書ども以るまさ

かつぬこつくれるこの言まこうとのきまこんどこみざうふあるる
書ども書きこくつくにはづるこやこうひ東都とかるハ
いうかどや 末書

復小谷三思書こ富士ハこと吹負完のつこ見ふくこ
綱ここの流れのまいうけづこと富士ハとく富知ふく火出のう
形ふ見こ富ハ古書保の音こて不の音ふあむ 末書

○提燈　朝野群載　嘉應二年十月廿日法定
院佛聖供料油料狀ニ云　安置佛像之前無挑灯柱
[illegible]
壇嚢鈔云　灯呂ヒアンドウ　チヤウチン　文字如何
答　挑灯ト書テチヤウチンヨミ　行灯ヒアンドウヨミ　皆
唐音歟行ノ字ヒアンヨミ　行在　行者等也　以上
[illegible]

十三

○桂林漫録　東都桂川中良著　寛政庚申比之韓[illegible]抜萃

刀劔

梅ニ多知ハ刀劍ノ惣名ニメ物ヲ断切ノ謂也　劍ハ都留藝ト
訓ニ刀ヲ加太那ト訓ズ　古事記ニ都牟刈之大刀　亦都流
岐能多知ト有ハ共ニ大刀ヲ云　大刀ヲ云ヒ
今モ幾内ノ人ハ尖ヲ事ヲ云ガリ　ヒタルヲ云ヒ東国ノ俗ハチヨウ
ワタ[illegible]ヲ甚言ノ本ハ一也　都牟刈ノ牟ヲ留ニ通ハシ　我里ノ二言
ノ反セハ藝ノ一言トナレリ　加多那ハ片刃無ノ反ニメ諸刃ノ大
刀ニ對ニ名ル　訓ナリ　能登守源順　和名抄ニ云四声字苑ニ云　似
刀而両刃曰劍　而一刃曰刀トアレヴ　據トハスベキ

日本書紀ニ　兵ヒ　カタナヒ　[illegible]

解口

佛堂ノ前ニ掛ル鰐口ノ事ニテ古ハ金鼓ニテ京師壬生寺ノ鰐口ノ銘ニヲ

地藏院　奉鑄顯金鼓壹口

正應元　己丑　五月廿九日鑄物師大工大和權守土師宗貞

羅漢像

應真ノ像ナト画ハ必ヒモ爪一枚ヲ長ク畫キテ其外ノ爪ハ長ク畫ヲ[illegible]也釋氏要覽ニ剪爪長破戒之相文殊問經ニ爪斷長一指搖癢故ト云經文モアレバナリ

和画唐画

皇朝ノ画法ヲ傳ヘタルハ土佐家ナリ唐土ノ画法ヲ學ヒタルハ狩野家ナリ土佐家和画ナリ狩野家ハ唐画ナリ今ノ唐画書ナル者ノ準據トスル所ハ明画ノ風ニシテ唐山ノ古ノ学ヲ者絶テ無ト画院何某法印ノ物語ナリ土ナカラ探幽出テヨリ狩野家ノ風一変ス吸間英雄人ヲ欺クノミ

爪判

戸令云凡弃妻須有七出之狀署皆夫子手書妻之若不解書責指為記東涯本願書ニ古記ニ云謂夫不解写書。賃他人合伯牒狀等月日下夫姓名ヲ注付食指点署トアリコレ爪判ノ始トハ云ヘキ唐山ニテハ手摸印トテ休書ニ五指ノ頭ヲ印スル事水滸傳元曲選ナドニ出タリ木炮卿ア拐海一得ニ詳ナリ

月待日待

待ハ祭ナリ津利支知ト云ニテ明ナリ子待ハ子祭ニ已待ハ巳
祭余ハ推テ知ベシ

由分田介

実巖ト云僧濃州ノ西ノ蔡行セシ中馬士酒店ノ壁簾ニ墨
屋ト書ケルヲ見テ書法ヲ知ル人ノ書ケルナリトヲケル故左近
字体ニ難モ無ク何故笑フヤト尋シハ馬士答テ云ヒケル也ノ
字ヲ書ケバ由分田介ト云テ頭ニ由ニ作ル時ハ脚ヲ分ニ作リ頭ノ
田ニ作ル時ハ脚ヲ介ニ作ル法ナリ此筆ニ有其法ヲ知ルト見エテ
由ノ頭ニ介ノ脚ヲ書ケル笑フニ堪タル事ナリ伝シト彼僧語
リキ中良按ニ金碑ニ界ニ作リ宇津宮ノ塔婆ニ界ニ作レリ
此外ニモ例アルベシ

暑頌

今ノ世ニ落首ト云ハ略頌ノ事ナルベシ前太平記ニ并シハ李先生ノ
臆病ノ名ヲ取ル者トモ四五人モ有ケルヲ略頌ニ作テ陣中ニ持
囃ケルトカヤト云フモ見エタリ

節用集 真字本并南都饅頭屋宗仁作 宗仁林和靖ノ後

環翠軒ト云人ノ作ル由白石先生安濃泊ニ答ヲシタル書中ニ見エ
中良按ニ清原業忠環翠軒言翁ト号ノ嘉吉ノ年間ノ人
環翠軒ハ吉田ノ法家ヲ兼シ

環翠軒ト云ハ是カ

天狗 山海経云隨山有獸其狀如狸或作豹可以禦兵

世ニ天狗ト云者ノ説古書ニハ見エズ旧事記ニ云此書ノ偽書ナルヲ
ハ古人既ニ疑ヒ

服狭雄尊猛気満胸服鮮化

吐物成天狗神。姫神而威強。鼻長耳長牙長獸トアリ
是より後書ハ續古事談。砂石集。太平記ナトニ見エタリ
唐土ノ書ニ載タル中。吾邦ノ俗談ニ似タル事ヲ尤ニ記ス○
馮夢龍古今談概ニ曰。有術者哭云吾見為天狗所殺
矣。忽空中有血数点墜下。頃之頭足零星而墜○唐
李綽尚書故実曰。章仇兼瓊蜀日。佛寺設大會百
戲在庭。有十歳童兒。舞竿抄。忽有物狀如鵰鶚掠之
而去。群衆大駭。因而罷樂。後数日。其父母見在高塔之
上。榜而取之。則如痴。久之方詰云。見如壁畫飛天夜叉
者。持入塔中。日餉果実。旬日方精神如初○廣西通志
云。四十二尾池明近山地。牧童十餘人。聚而戲。或歌。或舞。忽
見山羊一人。約長二丈。面濶三尺餘。長倍之。披髪鳥喙
背有二翼。伏觀群童。為衆嬉笑而笑。天狗ノ一名ノ
昭詹ト云ニヤ元伊世珍嬋媛記曰。君子国有鳳凰嶺
出天狗。一名昭詹ト有。唐山ニモ彼者無ニハ有ザリケリ。
徠翁ノ天狗說ハ高論ノ俗ニ近カラズ。諦忍比丘ノ天狗
名義攷ハ俗ニシテ見ニ堪ズ
幽霊
唐山ニテ鬼ト云。女ノ幽魂ヲ女鬼云萬葉集巻十伯
物歌
人魂乃。佐青有公之但獨相有之雨夜葉非左思
聚思ト詠タレバ和訓ニハヒトダマノサヅナルキミトヅ云フ可キ

覆溺シテ死セル者ノ鬼ノ覆舟鬼ト云事海外怪妖記ニ
見タリト樵窗先生申サレキ京師ノ西工丸山主水応挙女
鬼ノ画ニ名有リテ戸藏スル物スグレテ妙ナリ何ノ思ノ構ユ
テ画初タリシヤ見ル人毛髪逆立トシテ竪ク実ニ神画ト称ス
可シ

歯黒

両朝平壌録ニ載ル官家ノ子姪皆以鏽鉄水浸梧子末染
テ歯ヲ民家以黒白分貴賤女子不分良賤染牙始嫁ス日本
凡土記ニモ此説ノ載 海人藻芥ニ云 鳥羽院御代以前ハ男ハ眉ヲ
スキ鬚ノハヤシカヲ付ル事一切無之ト雖代毎度繕飾
之至セトアルノ見ルハ男ノ鏽鉄水ノ付ル事ハ古キ事ニハ非ザリケリ

黒色ハ変セザル色ナル故ニ夫ニ君ニ任ヘサルベカラザル心ヲ表スト云ヘリ

下髪

戎菴漫筆。倭國婦人不畏足髪長散披在後

足利学校 足利本

野州足利ノ学校ハ 淳和帝ノ天長九年八月昔小野
篁 勅ヲ奉ジ草創有シ学校ナリ篁ノ子孫断テ後文
明年中僧快元僧釈同一ノ学ヲ以テ序序ノ中興ス夫
ヨリ以来代ニ僧侶ノ住持トナル慶長年間采地ノ賜ヒ
及ビ活板ノ字子十萬余ノ賜ヲ此聚珍板ニテ刷印シタル
書ノ世ニ足利本ト云フ寺号モ山號モ無ク只学校トノミ称ス

東海道國名聯

武相豆駿遠州際。参尾勢江雍路中」林春斎作

ナル由。東見記載タリ

舍利

又云仏氏ノ舍利ト称スルモノ皆小珠ナリ按ニ儒家葬礼ニ含珠アリ僧徒是ヨリ思ヒツキ潛ニ死者ノ口中ニ小珠ヲ含ミシメ荼毘ノ後。指テ以テノ舍利ト為ナル可シ。

幣

幣ノ說文ニ云幣ハ帛也周禮天官大宰ノ注云幣帛ハ所以贈答賓客者トアリ奴僕ト訓ズ按ニ叩頭捧ノ畧シテ乃チ聘物ヲ云ナリ布帛ヲ木ノ枝ニ掛テ神ヘモ貴人ヘモ奉ルヲ云幣ヲ和ト訓スルナリ又和名抄ニ論語注云幣今江東云幣帛和名美天久良スナハチ満彦ノ意ニテ幣ヲ置盈タルサマヲ云是モ亦

用ヲ幣ノ體ニ訓シタルナリ

小ナレバ枝ヲ用ヰ大ナレバ根コヂニ接タル木ヲ用ユ今祭禮ニ用ル榊ハ其形ヲウツセルナリ又紙ノ切垂タルヲ木或ハ竹ニ挾ヲ神ノ社ニ奉ル物ヲ幣帛ト云ハ其モツトモ畧ナル物ナリ古クハ神詣スル人幣帛ヲチヅカラ作リテ携行コト福富草子ノ画ニ見エタリ又旅行スル人ハ切麻トテ又麻ノ奴尤ト訓シタル ハ用ヲ名トシタルナリ 青黄赤白黒或ハ紫ノ麻布ノ長四寸幅八分ニ切タルヲ重テ結ビ白キ紗カ綾子ノ袋ニ入道スガラ神ノ唐前ニ捧テ手向スル料トス其袋ヲ麻袋ト云ト部家ニテ用ル袋ノ圖式ニ寸法ヲ悉ク記セリ好古小録ニ載タル麻嚢ハ田舍ニテ葬送ノ時柩ノ先ヘ持シムル花籠ト云物セ

籠ノ内ヘ五色ノ紙ニテ切メル花形ト斯ル不浄ノ物ヲ針ニテ宇
銭ヲ入振コボスヤウニ作ル
佐ノ神事ニハ用ヰ来ニケル御簾ノツヽ〻透影ナド者
ノ手向ノ麻袋ニヤト覚ユト云ル源語ノ文ニハ紗モテ作
レル袋ノ自リ切麻ノ色〻スキテ見ユルソ親しカルヘキ

市語

往年薩州ノ人ノ隠語ニテ豁拳ヲ打ヲ見タリしガ一ツ
ダニソコ。三ツヨコガハ七ツ毛ノ尻九ツ九ツニラズ〻ナト、云タルヲ
無アルヿトノ〻風過セしガ世頃堅瓢集ニ委巷叢談
ノ市語ノ載しヲ見テ始テ唐山ノ市語ナル事ヲ知ル杭人
三百六十行各有市語中略不若吾郷市語有文理也
一ツ為且底二ツ為断工三ツ為横川四ツ為側目五為鬱蓄
丑六為撒大七ツ為毛根一作皂脚八ツ為入開九ツ為未九十ツ
為田心全ク是ヨリ出タル也リ東都ノ一大利ニ数字ノ度
錯ヲ一人大無二人天無三王中無四罪非無五唖無六交無
七切無八分無九九無十千無ニモ亦文理アリ

鬼一法眼

貝原益軒翁ノ知約ニ云鬼一法眼ハ堀川ノ人ナリ兵法
ヲ知リ軍法弓馬剣術コトゴトク人ニ教ユ鞍馬ノ牟徒
八人ニ傳フ剣術ニ京ノ八流ト云ハ鞍馬八人ノ無徒傳
ヘし流ナリ義経モ甚ハ八人ノ内ノ弟子ナリ後ニ鬼一ニモ
習しトナリ世俗ニ天狗ニ逢テ剣術ヲ授カル片フ虚誕ノ
説ナリ又関東ノ七流ト云ハ鹿嶋ノ神官ヨリ出タリ凡ソ

劍術ノ流ハ京都ノ八流鹿嶋ノ七流ヨリ外ハ無ドワ」知約ハ
翁ノ抄録ニシテ百頁バカリノ綴本。数十巻アリト云筑
前ノ卿山芝塢其書ヲ見ルヿヲ得拔萃シ名小冊有リ
是其内ノ說ナル由氷斎ヨリ得タルヲ云ヒ記ス

○桂林舍藏版目次　桂林漫録　紅毛雜話五　紅毛智恵浮二　西洋奇譚五　戸国新話五

桂林二録　古今沿革考　後藤先生著　桂林先生神

擬集古録　并河吾一著　桂林先生校　万象雜俎十　地名便覽一

○貝原益軒編述書目　愼思録六　点例二　続和漢名数三

大和俗訓八　家道訓六　武文訓六　初学訓五　楽訓三

日本釈名三　三礼口決五　鄙説記八　某譜三　神祇訓

扶桑紀勝　格物余話　農業人事書十　諸州九　和漢事始十三

南嶺遺稿四　秋斎閒話四　半宵談一　孫呈無見

○南嶺子　秋斎桂先生名元貞字子元号秋斎南嶺通称半右衛門　多田氏　京師人　寛延年間著

巻一ニ　礼記曲礼上曰入竟而問禁入国而問俗ト云ヒ独ル

今の儒ハ神儒ト誠ニ礼記ヲ以テ礼ヲ

禮ヲ以テ君子行礼不求変俗発紀之礼居喪之服異位

安秋斎ハ国学ニ通ジ和歌ニ長ジ京師ニ住ス　著述書題ハ別ニ記ス

皆如其国之故謹脩其法而審行之ヒトシテ

つゞ事の発法ヲ以テ四国風の服ヲ用ヒ三年ヲ神

ヲ造ルヲ用代の人ヲ以テ神ヲ

礼ヲ以テ儒ヲ以テ

○我大日本ト神国ハ国常ニ御統ヲ以テ

家ハ天皇ヨリ地皇ニ至リ又人皇ヲ以テ竟ル九男二女

あれ共ハ儀ヲ以テ為ル儒ヲ以テ為ル

用の三代姓と称す〜秦漢より次第をうつりかくして北狄入て
天子と称するに至りてもあるべき人々きさん家大りせ八天皇氏
のまうすに若世ならんなるべくれハ天子と天皇とあらめまう百重葉
ハ天子の御事と惟神としまうすり公式令も以大事ノ宣旨蕃
國使詔書ハ明神御宇日本天皇詔旨と云〜今日の
天子と事ハ神とあるを事多の文なるを知〜拙れ神ほとりの
日本書紀より文徳実録まで五部の国史ハ代三代実録
まで知て生ず第十七代孝元天皇十二年二月十五日告文ニ曰我朝ノ
神國也悍良礼来礼留故実ニ〜〇貞観十一年十二月遣使
者於伊勢大神宮告文曰日本朝波新謂神明之國ト
利〜ハ〜ハ後の書ハ神ほの字ハ〜ハ昔ハ神ほと

云ふ〜ハ〜ほ〜ハ〜ハ〜ハ

[illegible]神代より[illegible]のもじもはぐまれかすてたもの
[illegible]人の世となりてすさのをのみことをもて
[illegible]人々を人とす[illegible]是伝聞[illegible]と
神世と人世と神代[illegible]天照大神より[illegible]
[illegible]の御子[illegible]人の世となるや[illegible]
彦火々出見尊[illegible]三代目[illegible]世人文物
の始[illegible]貴朴の時[illegible]真のまこと新[illegible]て初て謀策
[illegible]神武天皇東[illegible]
大和入むとす[illegible]朝欽長髓彦[illegible]射る[illegible]天皇の御兄
長五瀬命あやまりて[illegible]
[illegible]天皇宸襟[illegible]神策[illegible]英勇[illegible]

神武紀[illegible]第七[illegible]
[illegible]人代[illegible]人[illegible]今日[illegible]世[illegible]
[illegible]

○博奕々上古[illegible]
乙丑文曰禁博戲遊手之徒其居停主人示子居同罪
○日本紀曙覽一[illegible]喜五年七月廿八日文曰今日内舍人
大隅[illegible]流又捕博戲之輩[illegible]○雙六摴蒱と[illegible]
[illegible]の言葉[illegible]
[illegible]日本紀文武天皇元年丁酉七月
[illegible]
[illegible]雜律及天平勝宝六年
[illegible]雙六[illegible]延喜

弾正式ニ曰雙六者不論高下一切禁断ス色ニ耽リノミ
利ニ走レハ老テ改ルノ行ハ博奕ニ初リ利ニ入テ行ハ
老然ニ無用ノ物ナリ博奕ニ利ヲ得ル時アリ人ニ利セラル
時アリ其利ヲ得ル者ハ喜ヒ其人ヲ憎ム怨ヲ結ブ
百錢已下ノ賭ヲモ千金百万金ノ争ヒモ其ノ地一ツニシテ
毒ヲ中ラレバ其毒息ヲ絶セリ河豚ト食シテ死ル者ハ
樗蒲ノ毒ニ酔ヒ活ト云レ形ヲ顧ル者獸肉ト食シテ神狂
ヒ心ヲ失ヒ

[illegible]

○戸令とゝ[illegible]男子[illegible]十五以上女[illegible]十三以上[illegible]婚[illegible]

[illegible]

[illegible]

○淮南子主術篇小審於毫釐之計者必遺天地之數不失小物之選者惑於大事之舉猶狸之不可使搏虎牛之不可使捕鼠とそれは宜しかれ大行の切りなきと細事ならみ小事を宜あり人と大用ありけれとも其つかへあるとは武道を志ほすきなる秤量とやうの鋪あきなひをせては商賈として人とんて用をなさすに一釐一毫とあらそふ商賈として最とそもてはいかなる小解とかつるふかくあせらしてはやむるなく武士細事をなすとしてもいたつらに其臣を使ふ虎の役を命し猫をして猫の役を為すとなすとなすとなす

佐賀の方言四古（京日志多乃指比ト）加以（京日波ノ奈波ト）の表法あり音のまゝ
尾張四方語李子（京日登智保幸ト）○
字義なし漢土の人も甚多くさだくすと主とする
所彼より看れば書国の語ともゝ日本の方語ともゝ音
五てゝ和の書伝をこゝとも漢字を主とゝ
国の衆人ちりぬし漢土にても蒼頡文字と造り始ざれ以来
音のまゝ傳つゝ伝ちりぬ漢土なれども天地開闢
文字あるまゝあり伝ものの伝ものの伝
あり考りべし
○平安城の人ちゝ訛ちゝ訛謬ちゝ
なりて書ちゝ東南西北方角ゝ伝ゝ大ゝ訛ゝ

成ゝといふ所ゝ成ゝ土地ゝ成ゝ物ゝ成ゝ字ゝ同ゝ人の音声
水ゝ流ゝ流ゝ流ゝ国風の水ゝ流ゝ音ゝ示ゝ都ゝ
氏清閑の中ゝ山ゝ所ゝ伝ゝ者ゝ知ゝ
ゝ武天皇以後ゝ大和ゝ都
なれゝ物ゝ山城ゝ訛ゝ訛ゝ大和ゝ音声の中和
ゝ所ゝ所ゝ所ゝ大和ゝ和ゝ侍和ゝ
訛ゝ訛ゝ訛ゝ甲斐文字もゝ言ゝ
ゝけのゝ訛ゝ訛ゝ天命於渡ゝ
をゝ漢文ゝ写哉乎也の助伝ゝ置ゝ
ゝ主ゝ示ゝ示ゝ示ゝ其文ゝ
ゝ伝ゝ伝ゝ山城ゝ知ゝ遷ゝ

後いはく唐土の人のいはく大日本国の正音とあて今の方言
かうて訛りとり訛いかのつまりもやよ訛さるを水のつまりこゝに
京美日本二十二四及三角のこゝに都會の地なる所方言の
人の言聲教令ゆつく今自然と事とゆるもう一国一邑
ゆる国一化ゆる人も事れたのづく今ゆる程よゆゑたるの国
の言なる所平聲とかさまう入聲ゆるもつむ所方言の人の
入ゆるゆる国花訛るもつよう平安城に桓武天皇ゆ殿おゆる
千年の初ゆなる所方言の言聲今難所なるゆゑ都年三百
年ゆるゆるゆゑ又ゆゆゆゆ南京ゆ古の呉ゆゆゆ荆蛮
なれたる初ゆの地ゆゆゆゆゆゆ方言の訛ゆゆ正音の四と
かゆとゆゆゆゆゆゆ

古人の成法八要事を合して味の形容とされり凡その酸辛鹹
味と長へまりて庸醫の所為のごとく良薬口に苦しとの古語も
れ人為に成るを甘辛にさのみあり甘味
なるふきを腹をあり酸いう形の良薬なり大人よりて更
ふきを腹をあり酸味の良薬なり大人よりて更
ふあまき害なりといふ所をひの臣と主のまれも有
そ妙味の傷と微しむそれのあるのの形の熱ありて而後
ものまあれたる味を味ワづらへ辛苦と成ひへまもるを
内この後なるまに毒あるを傷とみまもると思ひ信
紀よの酸と味と味まりて其の毒の有もあるきを八情の形
氏を毒傷一なるしきのあるへと六人とまるを史記孝姫
皇本紀に秦八味德を以まるれ六の味とあり惠を六人と人ら

ものを六人の字を輔助をしてつる人〻史記と表をるれ
うのあるをて時もるを庸医まり第と情まるを医まり其
味を選ぶ甚を味をもるへふりを明易服と解の傳
ものを

○京子和子集の序と和子の西と称して天地を動し
用をり人の男神とも感をしむるを書をして前悅所著の
の中鑒ふ君子之所以動天地應神明正万物而成王
治者必本乎真実而已とあるを本極しをられしまむ
の人を中庸と印をしてものをあのかなあるもられし中庸を
群書治要の内にあり

○日本書紀に海鄭魚と仲哀巻 延喜式に平魚とのも

ゝるゝ閑書小棘鬣奥ゝて今の俗鯛の字と用二乎
魚とあるよりたいらけと又略してたいとゝぶ神代巻ゝ乎の字
をオモムカスとゝ侮やゝうかゝ献方の貝ゝふたいとあるもむま
ゝゝ名ゝて祝ゝの魚とゝ侮れゝゝ魚の名まゝに古し
○祈を子ギコトとゝもしいのりたのむ義なりゝの儀ゝふゝて
祈と假字ゝて祢宜ゝ云国史のゝらゝ信義ゝも書ゝ字義
ゝゝゝゝるゝの歌ゝ子カフゝゝもゝゝ向ゝゝゝ
○可成談ゝ毛水をもこゝどゝよみ掃部とカモこゝゝもむる
いゝるゝゝも知ゝゝゝゝ

棲于架と云ふ即是こ字冠み極其月切門中極為圓又木
段即七也と注す雞棲の号用て素尚し音大日本
古来より上長押し其上の方ふ小柱ありて是を略柱と云ふ
即雞棲于架の名あり水を注ぐ此の祝
とて人家雞棲の形図を門屋履履の形図を
名あり社地にて泥と云へあり
その下とのる雞棲と云ふ俗語に伊勢語る伝特冊に三柱の名あるつて
と伝の屋を論さんば
○京をき朱雀大原名のことく三〻
の人をやくふ〻きを十とふ三〻の切なりあり
度命延徳神宮延暦年中奏覧の内宮式帳に不載の鳥居の
事も左右柱に女柱男柱とする上の横木を笠木と称
清多ノケガレツカノセヒヤ
笠木ノ下リト云フ
横木ノ下リト云フ
板木ノ
今ノ鳥居ノ
横木ノ
板木ノ
沢ノ見ノ

四年七
七十五
九十八世
九十七四五

六十

タラ〻〻ヤ〻〻ヤ〻〻ヤ

めつらしく人の感ぜぬ事なし文章の事なり清少納言の枕草子に猿の事
なりたねぞうの文あり
ざるのせうこ石斛もきいやぎるのこと
猿のうた
神神楽のもとみくら沿そ猿のとしてとんあるとこいらくめるこ
屁とまてて つまあくせねどけでせんのうのうされて唐の散
楽としつさいろくの伎曲ふして上巳侍して竿ちこ一のうり軽飛
ゆくさをしつ散楽の音絃してサルカウふりくるや今能して
散楽のうた 四倍 猿楽のこと
秋まるものとさまるぶつきふいあくん文章時代とあり唐の嘉成
倍と云ぞてきしうあるとらつ章譜節を正し鼓笛拍
子とうまくびうまくびうまくびうまくびうまくびうまくびの
人をして嬉ぞうくびと今と猿ぞくのくくきりの公子の

世俗更ふ書るる
猿子ノ家ニテ聖徳太子ヨリ授ケシ云ヘ傳ヘ云ヘ
大ヨリ時ヨリ猿子ノ猿子ノ先祖猿楽ノ技ヲ学ルヨリ
猿子ノ後
○猿楽の日山王の社ノ祭日ヒとりけて昔にい証の法と唐き
上ぞくくるの祭り不津の伝あて山と雖放まる時鉦鼓とおろして
二度出ぬ祭まき拍子絃ぞ鼓ロとて所ぞして雖ぞまる法古まて
ようの事なりし
○續日本紀ノ四元明天皇和銅四年の文と人ふ銭一文ハ
米穀六斗とあり省倍ふ五石七斗六升ぞ銭の貴きこと
ものなりしぞを以て今ものの形く食ハ之しきるれ
省倍とハ元百ハ
あり九十六文
○點痘瘡も花ハ之ぞうして脂中まある時甚毒性と書ぞ
多く食品ぞおぞ梅ぞと侵ぞる故ぞ船毒薄ぞて發ぞるの痘

ちれたりて上古漢土の人はいとうみだれ情を言ひあらはすことなく
よく身と働いもの人も今もそとやまだ

五十四　七十三大　八十三文九　八十四五十

○倭俗はいとはやくよりつたはりてあるうへ倭書も漢音のそうもんし　佛書
呉音ふてあるよりも桓武天皇の勅を是つたへたまふ　北魏四十一世孫　桓武四史
百八十七佛道部桓武てうこと延暦十二年月　朔日丙子文日制
自今以後年分度者悉習漢音勿令得度　音音
延暦十七年正月十日大安寺の僧に讀音出身人等皆令讀漢音勿用呉音
詔勅多く　経意と違ふ　桓武帝の御宇に　佛徒
又南岳の恵思禪師　菩薩僧東宮功徳とも　紀氏の伝とて　呉音
呉音と称せらるる　高世の通　祝ふ　倭俗　舊新衣とする
漢音　菩薩僧十り　菩薩僧　漢音　十九　呉音
とむ　呉音とんて　経と　調編　朝制　乗　唐
四天奈酒　李　唐州　諸　呉音　音　上聲と
去声と　去声と　上声と　もるの　詔勅　日本紀略　延暦
去声と　上声と

日本紀略延暦十年十月勅月復不可習呉音漢音
年十月　倭書　漢音　ふ　の事　倭書
佛書　呉音　倭俗有為之
日本紀略四月丙午敕之七年令度者皆行可学習漢音
○むかし　清廉の宰吏のうてうこと　支那の　所
へなくこと　来りセハ　きそうに　音あと　の者と　化
のそあるとの　裁断　所　牛角　も
さきぬ　つ　所　牛角　も
ものあること　ものの　底　に
浄人　ちうこれ　て　洲　音　猿　に　人
さもはきそのそもこと　ぬ　ひ　ゆ
ぬ　ちうし　ばらく　禁　て　ゆ　人　て　清廉
ちうそかくのごとしいまんや　弟　紙　あ　と　あ

[illegible]

[illegible]

以上南嶺子

○岡田廬菁蹊著述書目　文化三年発行

四文世説　三冊　譯文童喻　二冊

[illegible]　岡田注　二冊

近世畸人傳　五冊　因徳篇　三冊　岡田刑神　一冊

岡田耕筆　四冊　岡田次第　四冊

大和物産物神異　未刻　岡田文州　五冊

[illegible]字要解　少本一冊　門田早苗　一冊

庭訓別抄　一冊　歌辭要解　少本一冊

○岡田次第　近刻　因徳篇　[illegible]

延暦十二年の文に二月甲申勅　租税之本細於水旱銭

帛之賦銭而不食今用京畿多有取銭事須賤未貴本

一絶收銭但恐民有貧富不能畜穀宜聽貧之之徒進

銭通計不得過四分之一国史第百七職官部　未穀交

易仕事足りまして銭て食ものなるとのりく如

今附金銭とりて貴くし夢あ世力と借ざれて用とす

[illegible]諸産も国中の米と貴くして金銀にく事と

辞じ[illegible]れに三年銭借のと紀国中に米穀氏と

[illegible]の計なのりくと多く　大息とて[illegible]　国に三年の雨な

と賞とふの沿は貧にまさしく本朝むかしの政なるべし

○仁德天皇炊煙のまれとうたはせ給ひしより三年の貢を免ぜ給ひし殿閣の破壞せるをもかへりみ給はざりしかば宮中の御衣服も垢つきて光なく御顏のやつれ給ひしまでなりしと聞えしかば遂に人民の困窮を見給ひて御政をあらためられ給ひしかば仁政なるべしとて世に天下の政事意のごとくなるべしとのたまはせしかば一のみよの御信につもりぬるなり

○其權執政家に歸したりゆゑに寛平上皇嵯峨公と頻に登庸せしかども遂に上のゆ

○南都の人の語るに松屋治郎兵衛といふ人ありしが夜行

けば甚だ光りて昼のごとくなりしかばむかしの者どもの行をこれにかへりて出でと言ひて人を押へられもせずして歸きて死なんと投ぜんと又蘇生して吾庭に梅の樹ありて日ごとの卯の時に卯の時ふ卯とあるこれなりしの卯者の秋の初りて花ひらけて吾庭にこれを見て吾庭にこれを見て吾庭にこれを見て

[illegible]

○凡聖者八十に出つれば幸ふ[illegible]あるのくたびれてまれに
其身をもて指使ふ者を孫とはいふ[illegible]
に教されるなどしてこそ浮世直ぬ才覚鍛とつりのを手
れしてもこそ[illegible]
凡そ者しひとつのふたりはもことに甚しいもの
あるをしいたづらを指揮してもいまだ狂きにたれてもいるものの者
みな才ある人はあるれども者ある人はまれもまれなくと

はしらしひとすきをもてこれなりみうち千里行動の報もすく
指揮せられを猶る見る西をそる早船も櫂の到なれども溺
ふ[illegible]
もあるこのこと[illegible]こそ[illegible]
[illegible]
こは[illegible]
[illegible]
[illegible]

しかるに人を傳授するにいたりて言語ふんしゅう用
度一箱百人のごとし況く惠は人人皆連のて才は衰
人も才ありて者とあれはふ浮雲の日月を蔽ふるごとく
拙き人を傷ふ人者をとりて人皆連のて才をたのみ
者し人者をとりの人もれども次第右のごとく惠は
やく善ふして才のなきあるべきことなり　以上明日佐学

○英石雜志　江戸　蘭澤軒瀧澤氏著　文化六己巳春

後に京雜の紀より此集ノ所謂著作堂馬琴也　元号曲亭

六一　○右書ニ今の婦女子人ニ對して寢ることなかれ
人ちるとなり　如數用ひ人ちるに日ちるて豪

九十七里ヲ

の者ちれて物して来臥のるなり　出處下月
○時の傳鼓とつて不傳ものは時ちとふ
事物紀原ニ云更點起於易繫九事重門擊柝之說
自黄帝時也ト云ふ擊辭下傳ニ云重門擊柝
以待暴客蓋取諸豫ト云ふ柝ハ拍子木ノ都城の門
子暴客の来るとて拍子木を敲て中夜ニ更点ニハ異ニ
故六更の事の誤遺ヶ俗考ニ云ふ古又柝ハ
俗考ニ云漢書ニ候士百餘人五分夜擊刁斗
解　按ニ正字通刁字下云季廣傳刁斗注古者軍有持
斗彼此者肩刁斗之刁音貂並改刀為刁不知史傳有
刀斗無刁斗不必誤也

自守師古曰夜有五更故分而持之唐六典大史門典鐘二百八十人掌鐘漏五人相通凡二十五而及初縣更漏皆去五更後二更又并初更去甚二點首尾止二十一点至今仍之故曰一更三点禁人行五更三点放人行宋史祖以鼓多驚寢遂易以鐵聲此更鼓之變也或謂之鉦即今之雲板也衛公兵法曰鼓一止三百三十三槌為一通角吹十二聲為一畳鼓一止角動也司馬法曰昏徼四通為大鼓夜半三通為晨明旦明三通為發絢今早晩各止三通其鐘聲則百八撞以応十二月二十四気七十二候之数云云

八十三

或ハ撞とりてし或ハ拍とりてし衛公の鼓ハ三百三十三槌宋朝の撞声ハ一百零八　天朝の撞声七十二ツの十二時ニ各三ツ宿ルとて撞ふとを加へ合して一百八ツとなるとの数宋の撞声ハ同じ　なれども時の撞のゝ大きさ経ニ入ル大きさ　りして南面帯志ふ　亦三門関の注ニ懼阿含経とをりて時の撞のことを載れど此ハ他ニ無し　舒明記ニ天皇八年己丑朔大派王謂豊浦大臣群卿及百寮朝参已辛自今以後仰始朝之已後退之用以鐘為節然大臣不從とあるの及ぶべきこのあん時ニハいまだ行ハるゝ　天智天皇の十年ニ董書李実水鼎と献同年の夏四月ニ初めて漏剋を用ハ撞鼓と称し　倭時ニ

百練抄ニ日大治二年月の条ニ陽の条ニ漏刻棲鐘焼七ツ此鐘ハ桓武帝ニ遷都時作ラ法ましまし　ものゝ　ハ三年ニ国ゝ時の撞ありと云ふ

日本紀孝徳天皇大化三年冬十月甲申朔日天皇幸小郡宮而定礼法其制曰凡撞鐘而鼓鐘者以昼十時而撞鐘以夜五時而撞鐘

せうくはう時の儀うるはし　天智の
天皇の御宇十年夏四月庚午朔甲申皇太子奉宣大友皇子宣旨於蘇我臣果安巨勢臣人等曰汝等五人各誓帝紀及上古諸事

御宇ちうしまれる　鼓の
時の儀の始めなり

亦夜行令のて　亦弾文藤
陽侯寮式凡撞鐘鼓者以一枚本用三枚長五尺五寸厚一寸

拍子木ハ火危木ちうし
又延喜式陽侯寮式凡撞鐘鼓者以一枚本用三枚長五尺五寸厚一寸

其紙　夜行令ハ今の夜廻りとおなじ
延喜式陽侯寮式撞鐘鼓者以一枚本用三枚長五尺五寸厚一寸

麻布　中葉に
隨中省　詩大蔵省

ハ昼ハ見へと吹ならや赤染衛門集ニ今も又
隨中省　詩大蔵省

午の見こそ吹つるれ未のあるを
午の見こそ吹つるれ未のあるを

漏刻博士ハ周易博士ハ兼ねあり十訓抄巻の三に
漏刻博士ハ周易博士ハ兼ねあり十訓抄巻の三に

権漏刻博士季親と云ものあり周易博士ハ
権漏刻博士季親と云ものあり周易博士ハ

習ふ人ちうれど風雅のうてちるものなりちうくとふ
習ふ人ちうれど風雅のうてちるものなりちうくとふ

あり権と古今著聞集ニハ桂ハ俗ハ巻の十二の五十三に
あり権と古今著聞集ニハ桂ハ俗ハ巻の十二の五十三に

ちうと廻曹夜陽ハ一支人とこのてのるあびしに今の時の儀の数に
ちうと廻曹夜陽ハ一支人とこのてのるあびしに今の時の儀の数に

空二先
七十夏

但律呂ハ子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二の数ハ大を陰とし小を陽とし子を黄鍾丑を大呂寅を太簇卯を夾鍾辰を姑洗巳を仲呂午を蕤賓未を林鍾申を夷則酉を南呂戌を無射亥を応鍾と云ハ五行の数也

卯と酉と二つとして五つ四つ九つ八つ七つ五つ四つ九つ八つ七つ五つ四つ
数ハ何に据れるやし同れ比ハ揚子雲ハ大玄経に本つきて
輕翔経ニ子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二の数ハ陽ハ奇数ハ陰ハ偶数也
律呂の数ハ
甲巳子午九之乙庚丑未八也丙辛寅申七之丁壬卯酉六之戊癸辰戌五之己癸巳亥四之
九九九

唱ふ〜一時のうちに八倍〜三正俗解又正初更点の辨あり
正と八ての時の正中〜世俗の九つ時八つ時とふ〜初と八前の付し
ての付しの中間なり世俗の九つ半時と唱ふ昼八つ時の初なり
ての初より正まで間八半時にして彼百の刻置と六分之一
あられて正より次の初まで間もまたかのごとしとふてすべく漏刻の前と百の刻と
等閑にて点前の刻一つ〜ゆゑ八二刻二つ〜ふ時八二刻と唱ふ故なり
施して点前の刻一つ〜ゆゑ八二刻と施して
一刻所謂子刻丑の刻所謂丑刻とふ之如
七用ゆ印の刻辰の刻とふんも理なきにあらむ漢哀帝八一昼
夜を百二十刻とし梁の武帝八百八十八刻
清の時憲暦八九十六刻とふる類皆千好に従ふ亦

更點之圖

九〜八月無之今〜
寅八大玄律呂
の数まれなるべし

更後十二数の無く
出来ざれとも

三十七陳て六つ

三十七陳て六つ

中根氏更点之図一張抄録御
三正俗解中亦掲載無之図
為参考見西之

正初、事所林夜分也於中根
彦主正初図亦為童蒙所
之下

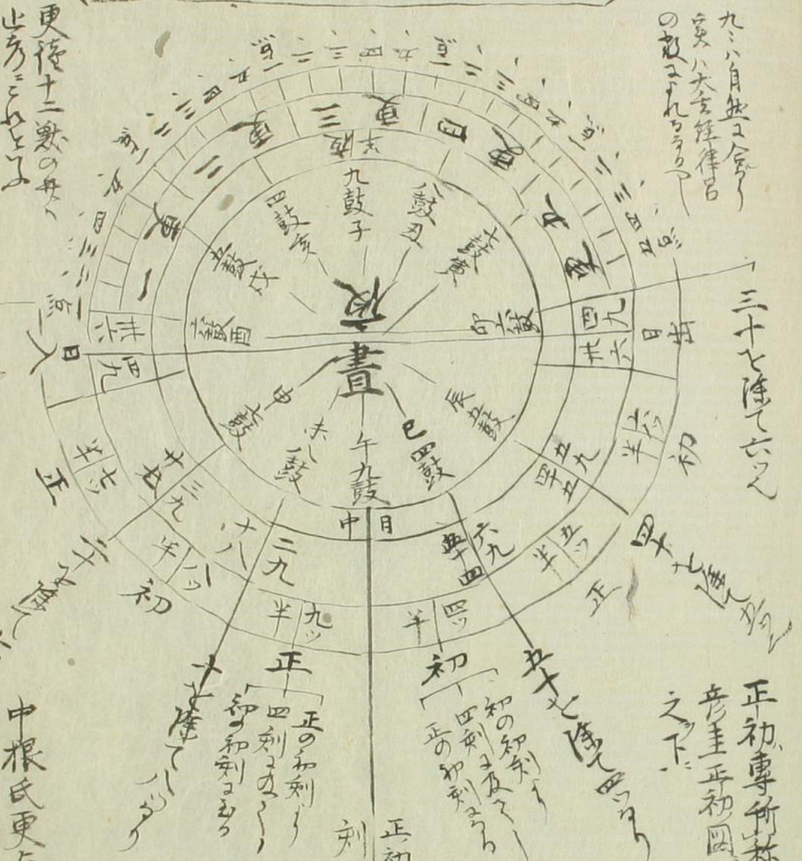

鐘聲之圖

更点は夜分を解き名づけ夜の七程を他て均く五つに分て
一更二更三更四更五更と唱つ更を均しく五度として一度
一点三点四点五点とつく冬至の時節は夜長く昼は更点も長し
夏至の時昼は夜短けれ更点も短し 或は唱(ナラ)とも又籌(チウ)とも
世俗寅の一点辰の一点とつくるの他元亨(ナリ)釋書 以上中根彦圭の説々
如是ぐ一時を正初十刻あり一更を五点あり」十二時を十二獸を配
當て唱るは和漢今昔を用て 支那俗(ヒタ)聲を用て
巳時と四時午の時と九時ごと唱るは本据なし 三正俗解曰
これを解せば今の世の下司(ゲス)の夜警の拍子木と倫して これ九つ
比彼(ナシ)は七つ比と今とつと昔は午の時申の時しるつさだ定なし
古今古年紀に武者の出立と云ふ物語の時分を書て
七吉野城軍の條に古語を今に取るなり 其他の作の他所の條の
さて巳刻とかくの如きの類多し

三

と書て是則今俗の四つ比とふ物なり 亦ほの俗佛堂におのて
大鐘を撞て鳴らすを撞(ツク)と云ふ 晨(ナヅ)とも宵晩(ヨヒバン)
とも且暮勤行の義なり ○結繩(ケツジヨウ)記に云晝夜十二時の數は
寅申を主として立る陰陽陽陽

初学記深漏刻経云漏刻之作蓋聲教軒轅日宣[illegible]夏禹之代[illegible]

唐[illegible]晉惠[illegible]

漏[illegible]の雅也雅蓮漏は唐の世より来りしものなれば我

朝にもこれを用ひしかども後は沙漏を用ひられる歟 船には今も沙漏を用ひ

後文に漏[illegible]盛水刻[illegible]百刻[illegible]

清人の所説 三代実録巻一の所見あり 天安二年冬十月八日乙未[illegible]見日 陰陽寮漏刻盛水泊番[illegible]

改接漏[illegible]

周礼製壺氏注水以水守壺者為決漏[illegible]

これ莫漏と用ひられる種人亦日本紀云 天智天皇十年萬

書本實献水泉夏四月丁卯朔置漏剋於新臺始打

候時動鐘鼓始用漏剋此漏剋者 天子為太子時始

親所製造也又つくしうる所の漏刻 天智のみん時よりて来

りしものなり 天智これを造りて千載の今に及ぶ

るいと有ることを沙惠はあるべしや古人も中興の後と申しつ

法鏡と侍くこれと寄ひる無して組先の冥福とおもふと思ひ

世俗は候掌と伝ふ[illegible]

今は[illegible]所市谷[illegible]撞く撞のあくこれと都城の

四方を置て候と[illegible]

[illegible]これも又有ることなるべし

四

○俗伝に男子は二十五と四十二を厄年とし女は十九と三十三を厄年

源氏夕顔巻[illegible]

44年の童謡[illegible]

故に男子[illegible]年[illegible]

[illegible]これとあるは又四十二の数を陰

[illegible]男子長[illegible]と懼亦十九年は陰の

数九は陽の数なり[illegible]陰[illegible]

[illegible]陽却[illegible]

[illegible]俚諺に散[illegible]三三と散[illegible]

[illegible]三三七数陽と重且事の略稿[illegible]

刑部[illegible]最これを[illegible]

小人の大忌は常に七歳と加ふ 十六廿五三十四 四三九十二十一 これと年忌とは[illegible]

推古天皇の元年十三二十五三十七四十九六十一八十五九十九
かくのごとくに尽くしたる人の伝記と同じかるべき年を定め給へ
聖人とは中なる所に陳蔡の難にあひ給ひ
ありしかども死なずして流浪とまでなり　下巻

○今俗の常法に夫婦離別するは子ありの八男児は父に後ひ女
は母に従ひ給ふ　男女とも子ありて妻と去りの八子
を父に属らるゝが古法なるべし何ゆえ新しく如何ゆえ
法事重要なれと思ふ仏法なるべし

○物の名　物に名つくること和訓なるべし　「栗」は漢色とんで名く
男は出るもの書つく惜いと書くべし
和名抄に漢唐韻云水中黒土也　奴結反和名久利　倫語注漢漆皮物

仏は色とするの漢字の作度なり「蛤」は色黒
濆雲なり千形の代なりとすれば名付く「蛤」は
波亀と沼を命とふて考へし「妻」は仕れまつりの略歌古事記
お芋を称して仕申さて　「髪」かみは上へ肢歌の上生るものなれば
考へる歌「頭」うへべは上方歌万葉集にも仕方と書く
かべの濁して別形と成る歌　「目」めは物のと鳴らして入るもの
れば明歌亦物と入るものなれば　「鼻」は大なる
べしとなり物の大なるは長社なり　又端も又前
おきしの落ちれば仏なるの昔そ食語歌　「耳」みゝまゝ
「宮」はども門なり　「袖」をでは衣手に云ふ袖なるでしも
「垢」屋根　「ね」屋棟なり　「根」は書に假字なり　「溪」なるは水泊

[illegible]

「津」は船の通るみなと通路なり今人の考へ
[illegible]

「倭字まつ川の草」「亀」はめいらくしみしを神亀と書き
て寓す」「根なるべくは大神」と[illegible]
史は倭とて書て原保倡衣とて一支人の伝ふるものくと略
ふとあるはよしてはるかに[illegible]
布の保倡衣千領以備不虞とあり[illegible]
又倭文白石先生の毋云故は四史とあるべしはあらまれる
「倡」は[illegible]とあるべし[illegible]
きらきらしきもあり[illegible]
あるかあるを「敵さるの酒」[illegible]
[illegible]

[illegible]

とるや皇[illegible]
「鮒」は青鮒「新」は[illegible]
[illegible]
[illegible]

鱠とつくるさかなの料理とつげくるに蛟蛛の形ちひさく鱠をなし
ゝとかう又網なわれる鱠とかいてうの聯句あり 嵐
倫 希蘭 渾 如柳子 地球 鱠入 魚鬢 却 似結網蜘蛛
この対おもしろし 晴川 後鑑録にうんうんうり ○米沢山八郎
笠荷しゝ書 桓武天皇の延暦廿一年四月庚戌廃相模国
足柄路用官荷逢以富士燒碎石塞道也 翌年五月廢誓
荷復足柄旧路
赤地の大津八日石古津ゝこれも延暦十三年十月ゝ大津と
改られり ○似て非なるものを知らぬこれ 本邦の故実歌
水葵 龍葵 狗脊 おもゝ 等ゝ是あるゝ宗匠ゝ大抵誤
あるゝ名ばかりゝ

○苗字 名ばかりたゝるものれゝ人のまゝてはまんあゝ唐山ゝ

字してこれを立てゝ 天朝ゝ字の制度ゝ新ゝ八字ゝ
のありけり 菅家と菅三とまゝ 文屋家と 年山花園静斎 字
おゝ字のゝと海ゝられゝて 孝満ゝ ゝ 今張
ゝ玉海ゝ田使 後行字 難波五郎 藤原成忠字八 早尾
命 ゝ 又奥羽軍記ゝ字 芦川 芦川字 班目 ゝ
ゝ ゝの難波 早尾 芦川 班目ゝ称ゝ八後世ゝ苗字ゝ苗
字の字八別字のゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
世ゝ異られ ゝ 称ゝ字八 ゝ 付ゝ
苗字 ゝ人のゝ ゝ ゝ ゝ
俗後 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

と言葉をとらひ市人と共にこれ始まり

○今の人公と名告といひ字と俗名といふ事 奇つかゆ

六八 次八国ノ夕佐、備前在助八諸家加輔八首ノ輔ヲ加ヘ清原河内ノ介ヲ

今ハ国ノ夕と宣旨ありしより世人をさゝ去れども就中 藤原氏の人内舎人なる故

なりしより称せり他ハ国の掌ぜし

内と称し 平氏の人内舎人なる

なりしと奈良麻呂ハ三の掌ぜし 橘氏子三江田源三

今ハ平氏源氏と書長男なりでも左京と呼子氏の人

源と称し 藤氏の人京と称し 清原氏でも清と称せる類なる古

実なれ称ばれしも今ハ耳なれて怪む人なし

○彦八ハ

六九 彦ハ男子の称ハ中ノ字の称ノ日子日ノ

なれども彦と称し少年なれば麻呂と称されば人の名なりしなり

故実拾要ニ云 堂上諸家中の元服以前の童名摂家ハ何君と云ふの字を付也

或ハ長君 常君ニ云 諸家ニハ中の字の称ノ日子日ノ

千代代と雅なるものなり 白石先生の人名考ニ天子武家の

内公卿ハ月人の唱名ハ出れしなり 宝町殿代々の諱ハ義

しきものあり 宝医院殿の諱と義詮 義教

と唱る人あれど 普広院殿と義教 義政

その祖父の諱ハ義 義詮の字と唱

と唱る人あれど 雲光院殿と義昭 義輝

諱ハ国氏唱の名ハ分やすし 拾芥抄 拾芥抄

詮の字と上に列せ 蓋宝院殿の諱と濃良 ありしと世

石 五大塔寺の御諱と濃良 もりまし

よいひ伝たれど実ハモリナカ とまれる又母方のとられ

義詮のとる 世ていひ伝るとく よあるとし 化されたりげ九諱

略集四百四十二
（ハ三ノ二 秋中 姓名ア）

[illegible]ハ[illegible]くの間あるべく侍るべ[illegible]ハ清めりのみなるべし南朝の
[illegible]人クワイりやうとのこ清くその間と
[illegible]ハ[illegible]人の偉ハ当代[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

玉史ニ載セタル所ノ本兎魚養大養堅魚真鯨

正親町院ノ小稱ノ

司馬相如ノ賦ニ其親名之曰大子

指テ言フ所ノ古教十代ノ帝代ト称シ

比ル所ノ信濃ノ武士ノ奇異ナル所ノ十ノ二三トイヘリ山中

鹿ノ幸盛 秘宅庵ノ寺本生死ノ道理ノ蕭中荊ノ

居 龍ノ山上猿ノ事ノ以上尼子ノ古臣 この條部分ノ十八

村志行中ノ十八 志大内家ノ十本杉堂ノ古臣ノ八

谷志尼子ノ九年士里見家ノ八大士 枝葉ニ皇あくを二八

ニ軍陣ニ陳テ谷ニ対ス我名ト免サヤンヤ 敬世

ヨハ我ノ名アリテ文ノ字ノ名ノ字ノ孫ノ 山ノ中ノ猛将

推テ言フ ○大平記ニ見タル 慶法印 良忠ハ関白 藤原

道平ノ二男ニシテ 慶ト称シ 慶ハ関白ノ子ニ

中ノ兎ノ徒ノ文良人ノ官爵ト称ス ○ノ事ノ

ニシテ 和名抄ニ 伊勢寺 健 伊勢寺ノ

ノ 伊勢ノ 称セリ 伊勢ノ 称セリ

神ノ 東ノ四郎ノ一男ト 東ノ 伊勢ノ

ノ 伊勢ノ 又 ノ 男ノ 東ノ

ノ 古風ノ

○天子ノ諡号ノ 後号ト 唱ヘシ 世ノ 安徳 崇徳 順

徳ノ三皇 従ノ 諡ノ法ノ 称ノ

後醍醐 院ノ 世ノ

後醍醐院ノ 称ノ 皇流紹

運 ノ 古 ノ 称ノ

士 ノ 崇徳 頓 尊治 賞ト 賜ヘリ 尊治ハ 後醍醐

後ノ 御 ノ 四 ノ 天子ノ 御 ノ 明 ノ 載ノ 例ノ

しかるに唐土の書籍をひらくに文字の数とあり　諸とも
のへんとする所を仮字に成ぬ　故に〇仮字に成ぬ
〇曲礼に名子有　正以國　正以日月　正以信疾　正以
山川とある人名にいとあるも異朝の法は天子の諱まで
しき文字あるゆえにこれをの名とあるべからず故に奉の字を
の諱政とやうに正月を寅月と唱諱の字の后の諱雅とやうに
野雅と改られたる日是なり
天朝は上代は天子の諱の文字
と避ることなきなり　さるに制度あり天地日月なども皆人
の唱を改らるべし　中比より唐土の法則を学ひて
諱和天皇の御一名を大伴と大伴氏を伴と唱せるひし
らに天子のことを避て改正同音へして日月を寅月とあるべく

厳密なる制度なるに及ばず　赤縣殿大后なるべきに時按子
御とやせしに後に按子を范と改て常夏と唱るなり　祐盛
抄天鏡章に志をもて柳原を輔老入りひろう四史茅と
治て医人やさしう剃髪なる人に　後醍醐院の建武の比　正嘉
義貞朝臣なるの切なるおろかなる　天子御諱の一字を賜ること
尊氏と唱さるべしやいとなるべし　士とるべんの御諱
なりとも　先主の善政なるにもせのふるべし　中世の御志い遠の
なりけるもいとなるや
〇帝王の名を御の字と称するの三代実録老人五条摂政
御廉なりとも已来に所見なし
〇唐土の常言に　乱王　屠改　窮士数　更名といふなり

人ハ故ありて代々名を更るものなれ共祖の字
と相続して代々孫子唐山の例すくなし　本邦の良
族舊家なるものハ皆祖の字を用ひ来れり
父祖の字を用ひ来りし唐山も王氏
馬氏なとハ代々官爵を受継ぎ
なれ共唐山なるの例あり顔真卿の日知録巻廿三姓名
隋羅漢　唐陸元和
の後考へし

七四

○字體　蒼頡字を創り時古文なるの数とし
鑒水字を成て後雨の字を為す又雨ようて雲の字を為り
故に雲と雨ハ一と仮り用ひ水と仮り一ハ旅遊切数之始
也又物之極也亦陰雑切音兮ハ古螢切林外曰門
象遠異之字書に見えたり雨ハ水気の雲を成す故に雨ハ水と仮
ようん欲指ものを雨の古字圃くるの字門を仮り潤と仮り
かれハ今の一畫も又水と仮雨の雲の雲裏ハ雨字
雨字を成て去て後雲字と為るようなれハ雨字と後
雲震なり　古人従く理を推義と為て字体と成て字
これと否して字體ハ理とすて後ずしとせり　古人の後と非とも
悪筆と見ようなれハ蒼頡付ようて字と作るそいよ　理の解
ようなるのく　○草ハ楷より出る楷ハ隷より出る隷ハ篆より出る
蒼頡之必字　於字草字ようより出り嵩和これと漏やる歟我俗お
を於の草と仮ず　おハ村字の草と仮ず　おハ村字の草と仮ず

松ハ樹の草之亦也貴の草とし非之也ハ央の草とし悟者
と既ニ文字ニ客爾嘗字體と倫して省文と仮文の本字なり
ゝ今俗考云今人作字省文以禮為礼以處為処以與
為与凡章奏及程文書冊之類不敢用然甚實皆流
文ノ本字也許叔重釋礼字云古文処字云止也得几而
止或從處与字云賜予也分與同然則當以省文者一
為正 ○浩蕩云書字有俗體一律不可復改者如沖涼
況減決悉以水為氵筆陵切氷同 雖士人札翰亦然 玉篇正收
入於水部中而氵部之末亦存之而皆注云俗乃知申未久
矣唐張參五経文字以為訛 ○柳畑畠辻迚杜木の數
字ハ和製之ものなれども其ハ和字まあるまじ只二字と合るのみ

神木を柳ると作る後て賢木と作る次田を畑と作る後て波多と作る
白田を畠と作る後て波多毛と作る十之を辻と作る例字のごし
中之を迚と作る後て止天と作る社木を杜と作る後て毛里と作る
唐武后新字を制して日を㊀とし君を風とする類多し
亦地名なる鱚此字豆訓 鰡此字豆訓 鮠此字我礼 嘶此字波者之 寃此字糸
これらハ全く近世俗間通用の國字なり古れも文雅の書ニハ用
ひず字書ニハ載て久しく有りし ○今のひらがなとしるるの
俗のまあまあ中ごろ體を失ひ其の多くハ仮名の字なり 鄉の字
なれども遠きと俗ニ書り又元ハ衣の字なるを元と作るハ非之ハ其の字なれども元と作るハ非之ハ
元と元と唱ふ元元元

和漢名数
もい盤と申す

さゝもりて左の草なれハさゝ書紀をさゝ書ハさゝ
うて首の草なれハたゝと書きとたゝ書ハさゝ
草なるよしゝ書ハさゝ〜つハけまく川の草なるつゝ書ハさゝ
組織ハつゝと身なりていれしハ万葉集ハ川をつゝと
清せしるハ草なるかもハつゝ書〜この俗ハ本の草ハ保
多ハ麻の草又芳ハ希きハ堂ハ則るハ方ハ松ハ称ハ
〜年の草〜これらハ草の態を失ざれとき〜怪るへ今〜れハ形
の草〜とふ法ハさゝ〜礼〜万葉集ハ多く人えたり古抜ハ草
てハさゝて天の草なるて〜書紀ハ草の態を失て又ゝ書
紀ハ豆の草〜天ハあ〜氏俗ハて字ハ貝なれてて〜書ハこれとて
と流なりくハ久の草なれハくゝ書きくハ首署ハ遍りハ

利の草なれハあ〜書きと俗ハりと書とて利の半体と知り
きれもひらなとふのハ字の半態あるて〜りしひらかな
半態あるて紀ハ片假名ハ作るへふ氏室町殿の時の芳書日記ハ
とへるるまく片假名て書ハこれ片假名ハ四字の楷書なれ流
の〜迷ハんあるへ〜日本紀古事記ハの假名ハ大ハ今ハ異
保の假名ハ譜流の假名ハ曜止の假名ハ苑又通の假名ハ苑
と用五音通まれハ〜かる類毛巻ハ遍あ氏上代ハさてを
豆と書ハ天と書ハ亭と書ハ稀〜を狩鳥或ハ手と書て遠ハち
敢と書ハ稀〜濁音ハ亦正しるて氏ハ傳ハ波と書て今のめ
くゝと施ハて正ハ〜万葉集ハ義訓多〜今僅ハ俗の用る假字
苦筒の両字ハ過氏新撰万葉集日本紀竟宴和歌ハ至るまく

假名既に一変せられしかども假名の違ひなし　和名鈔の假名ハ大ヨ今ヨ近しとかつ是ハ假名ハ正しく記亦拾ふるなれの字を假ふるハふるくハ示と書これ補の字の手體なるを左ろよつの比ろ子と書て示と書のなり　子ハ十二支なれと鏡の字の半體まあるこの四十七字ハ　天朝日用の神宝なるこれたもなる神ろハ是恨つるこハ童蒙のなるよつのまとびたるわさハ笑ひなる

○むこハむこなり　婿　あハ世つ兒なり　まこハ間子　ひこハ陽子　物の二ヨるをさりたるとひとしてひあるもひあるてのひめ　中むこ　ハ八重主子　今俗ハ祝て　やまるをとこ　ハ主位ハ主ものハ主のめ

○稚児のあひひろ　附ハ長きを結てをを紐にを重ねて　ハ　亦ハ　ハ　ハ　

ふるの色の赤けれどおくりあるもあるとおもうてとふ八月くらい（稲穂）なら
ん又お菜ともいつまこれい菜蔬の類もまぜて菜とうた
ゆうは是義をあつけていつも飯をたけて食べ又この餅茶とちゃ
者のあとかくくあくくとあんよ飯をとれ人ね乳とちゃでいうてす
二つ三つより四つ五つまでの偽ゆる限りしさると今の婦人ハこれと
雅言ゆうとし見ようてや三十四十ゴロ迄でもうか仮とおん人まとい
美女とおたけとい餅をあんもとい赤小豆とあうとうハいうてやこの
餅茶とちゃ見まとむ　菜とおたい豆腐と茶鄭とむらさき
酒とうあとうてあ一ハ草むすびとい草紙ゆうちゃの婦ゆあれ
なうあれがこてゆ我せ武士ゆ我もうる乳とちうとふ乳汁とてきて
もしうるそうれいもあ〜〜〜

在とをりまうし侍座笑をきかせめん 聞行とらつもいつ
年へこいつむとをるまこがあるのとれ出有まし見ぶくるとを聞
といんをの家を祈り加藤清正座の行列とりまをるを出まる
まんとふ重白人今も婦人の書物をりまんるとを書ぶす
をれも出在の家をして雨もつまをてをりまん月かすくとりまん
とをるをる寒くとりまんし書人よ人の寒をとをすをる日を
ぶる時節をるつてをむきと寒くをりまん暑をとあつくとをし
まんとふ付に寒暑を数ふめし言と筒をるを人を八字音と唱
るまんをのをと見て世をるをてをれ仮言をるれど仮音八都さ
し仮仮を造くをのをれをのと撰めをるをもあれど弾をるの
家を造をりのをのをれも仮をとをん 皮人をこれを陽しなをを

為四とハ新年の賀をしをを家ををををををををををををを
をををを影人をり撰を年をを月を主人の賀の仮字ををををを音を
又をの石敬ををを月年をを書を月を主人の賀の仮字をををを音を
法をを内ををを為をををををををををををを事をををを人の苗をを
為の家をををを為をを流を仮をををををを為をを人をを又を玉紙をを人を花同
ををををををををををををををををを玉の書ををををををを異をををを
近衛俳諧松尾の歳旦を玉の書ををを仮をををを年を玉ををん
をををを仮を同日の法をを
○昔をり帝業のをを為を物をを物のをを根をををを異を出を
をを注をて家友の暗障を撫を出をを寄撰を付合の法を

猴蟹合戦○猴し蟹と山の栗と後にあつて猴の柿の核
と拾ひ蟹ハ火鉢と拾ひつ（火鉢ハ出チ火を盛る器）猴ハこれと入て利と
なるとせさく法りし柿の核を易くよといふを蟹ハさいなんといなんで
さら飯を易て彼柿の核と殖さけれハ芽と出るの
樹低頃を向上るくりまりて柿の果あまくなりてきれど蟹
ハ樹を伐る便を見て彼猴しくく果をとりもつて猴の杪
うへ柿をとら食ひつ法花を八蟹の投る（甘ハいなるおのづ
から蟹の投る柿ハ樹下にありしいく甲を取傷られ事
しく穴へ逃入るとの疾痛堪がたくして遂るひ起ぶく蟹ら
親族書を緑曲をもつて具に訴る兵具を出すべく軍兵と起
しく猴と責む猴も又勝の着屋を拵へ防ぐ戦を挑めるを
威勢まるでもあるべしハ蟹ハ慣ひ堪むおのく先な
熟ちく軍器を相設る打叩く紅杵蜂鶏卵等作来
て苦を奇計と運らしまり蟹を和談をとして云ふ猴王
と穴居へ（海川山里）と海中）をとらしたる猴ハ蟹の傳聞あり
をもつて火箸を焼て埋火と猴起さんとするを鶏卵ハ焼中を
伏して発くとの脇と焼をれハおもをもて遂て厨の粧柄
とするのをまをまし入れ火傷のほてりと醒さんとするを蜂ハ痛
のをもつて防ぐといふく刺ハ柿もあ（だ中ん）く叫びて皆
門へ走出んとすると海海蟹ハ
杵ハ棚へ隠れおちくぐり臼ハ金門の上へ輾落ぬくべ皆
ら碎くとなり果てなも起ぶく何蟹ら辟たらまて驚

あげ猴と犬とを穴と咬て殺ひあてしとそ　猴とは唐
山の法らしも暫て猴と戦ひ殺ひ　猴見て泉し
同八月　仲秋の日
あり　仲秋の日
桃太郎　○昔老夫婦ありけり夫ハ菊を山に折婦ハ流に
洗て衣を洗ふに桃実一つ流れて来つ拾ひ夫と共に
その桃おのつから破て中に男児ありしこの老夫婦原来
子なし　この桃中の児と思て喜て養育しその名を
桃太郎と呼ぶ桃実二つとなりて夫婦ともに桃実
を食して一夜にして男子となりて生り
因て桃太郎とも名付ける　その四人急ぎ出ありつ籠力人に張れて一御に歌
ふ　一日その母に黍団子を拵へその器にこれを入れ母
に向ひ鬼ヶ島へ行きて宝をとり
と云て出立つ　母も出で送る　桃太郎
に着物を縫ひ刀を拵へ　犬ありその腰に付る黍
団子を与へて　これ一つ与へば従者たらんとふ　つ又猿と雉
子とをあつらへ黍団子と与へ　従者とし連る鬼ヶ島
にて宝の蔵を責て鬼主と称する鬼ども歌ひ
ふ　その宝物隠義隠を打出小槌を献ずて主の命令を斬
て桃太郎その宝を受て鬼主と称し　犬猿雉子とおの
の褒賞を与へ　母と共に家に帰りて父母と共に家を繁ひ
桃実の中より四人の生れ　中一日月を経て竹筒の中より
四人の生れたるとも不思議なる故事なり　速異記　竹取物語　古事
桃実とのみ　桃実とのみ　桃太郎と　桃実と

古事記、暑手此又秋の鬼と迫伏せる木葉狐 巻十九
又鬼多く到て宝とひろ〳〵うと為物のうと擬して出る伏
元物語、暑手此

音切崔

○童子なほ後世大きさ本文よりは故ことに暑て
庚新聞にも似たりアラ
ちのまこと暑ろ如はてる雑をへ〳〵
宇治拾遺物語 三ノ六 今昔 昔つかさ日羅ろりくろ

童蛇

むし〳〵
ありきくる童子とそうしたれば あるとうたられて
老夫と老婆とのことさ。
ゆう羽と四ちやうしてやどよ行よ鳥のうみまちたれあるを
童子山へ柴刈へ老婆の川へ洗濯へ。費上へ暑り修下へ修り
老婆の川へ洗濯へ行もと此女いきてとりて いとまりけみどして物
くりもと小痛へ来て 夜いあるこ流れ 来く色何者ことげて人色
物が流れ来る。 モト通物百ノ字ナシ百ノ字生ル

一つまつ大きなる桃流れ来る。 百物ノ桃ヲ入レル
やうもれ子ども拾ひ家へ入れ 老て崔ハちとてよくこと
大ト老婆の母ありて月日とくはとこ入れ
笑ふかて月日とくはとこ入れ
桃を食べて 食べ
桃と崔ろ桃へ
桃いうとしてみどく異ひろうあるこ
桃へ物ろもとこ
石とかけて
とそこ
桃老婆
崔ろ
崔ろ
桃と
崔ろ
桃と
崔ろ
桃と

蓑の笠は着ぬ。コレハ変ハ着ルイトヨリ

蓑ありあられと云れと手ぶらにてあられるとてはだかの者を
うらやましがりてはうらやましがりのあとをあとにしておくやうにて花をいぬ
女行きあるんもためのおとしていあるあるんばしてもてもてもえんばひき
ごのもとといひとう春してあひはりとりて手ぶらにてあるめとて
持てうあるみじ蓑の物はて宝きものとて千里も笑ばさえれ
枝て見んとてうたれば秋よりるきよいえしくなくひろうて
仕ちるもとうたりるて白てのもの乾すも似て大きよあるくらう
あるとて大きはりのちりとりのちりとりとびけらうてさと屠
の人もくいせんもくつもせばかり笑ひしてもしそとあみ
四つ三て四あはは老人ちとこもぐれて大きらる
あるたは一里所ちとしてあるこ果こはこもぐれて大きらる
七つ八つてひとこせんと見四よ
へへ今はうるうあるんとてんれはらうるうるうるてあるてうら
あるんとすもはすこしありあやられも切あけてんれば物ひとぬ
ぬあると明けてうたりはるうるはつてんれはしは白米のうるうる見ひみ
ぎあるまりと見て大きるるのるるる

ひさごのたねとかしたらしと植たりしかはあるのそこにてこまるもい
ぬと称ありのそこまゐるこのもうしたるもの
はたらてやつはいてやはんしたる蕉のあらしとかひ生たるとうれしと思ひけ
思ひてかりしに後とれたる蕉のあらしとうなれかくうたるとこしば
やひさごのまきを一つもらて来るとうなれかくうたるとこしば
たのたるに只一つとうばそれをくさる蕉はあるまきもの種はあるまきもの
いて蕉は芽くれはうんちうまきもしそとせぬはそれもいくぶ後折たる
あるまきもうしはうんちうまきもしそとせぬはそれもいくぶ後折たる
蕉をうつかてかんと思ひて見とれてそこへれば後おたる蕉更をそこ
そこつとうてとうと何をんれバせどのかくと木のちりたるを今ふとて蕉
とてふはうさいはせうとおどろてすりやそうそうそばあきさの中をたびくうそば
のあらうあらうくとおどろてすりやそうそうそばあきさの中をたびくうそば
あるこれ
おのつちうち打あらうられて白ばあるうち收ひてだりて後うち折て
はるとうてあらうはせ来るつはやうどうして世のあまもとんれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と思ひて走げ行く〳〵雀よりまさりて
ひさごうりとこらの毒虫も出て子どもとなりて
きしころしてうり雀の海とうら折られてねずと思ひて
うつばの出でもとかうひて入てうりの雀なと編
折りて鳥の命とう必〳〵とやうひいけれられと思ひ
なるうり子れく物うらやましもしば見こうる　かくて今の
童子もかやしかくく〳〵ありう腰うき老女のあふひ春
はなくて舅のうちあはるうの粘とうの腰うり命の
ひうし雀の骨れうら腹うてまくして雀の古
とかてうりやりぬうり古物れる花のいでいはてた
おうちあんかくこの西沢いとかしまて腰の命うかく

なる雀あやまりてしく舌とやられうこと中てあまりしく悲
しと思ひて夫よりまる雀のやくとうちんとて野もいたひも
いうばうつまりこの雀とくくして雀の様とうつあてつかくて
雀人主うる夫婦のこの年まりこの家のうちく後月
入りて年まに情うつまると收ひのさん国まるうて一重ど見
まくくまうくくまるくさめの花ともうもこの花ともうつ
面ぞんなうし花おうりうふうぎとぞとして後日のてなし
けりとてうりれもられんとうの後よりかうりうんとうの
雀ばうこの中てあり後りとやまとやおうとてき
し同よ吾倚老まるは頁うまりるまりうまりは後うう
死れうきとのうんし〳〵いさはとてかうきばうとかてうき

れば、これをあつめて夫婦ものこの若君
とあげて、又ぞ金銀珠玉美服つゞ[illegible]あるべきあり[illegible]
あまりとおぼして、さればこそ、たちまちつくり
給へたのもしき人なりとうかの花の色あり[illegible]老婆これを
ゆゑとらせ給へ、おぼしたゞ情の御身こそ花の種をとりつゝみち
をゆくものなるべし、何定めて[illegible]仕たりとても、たつねて返
花の[illegible]をやとりのかりきとやあり
まさきと同じ[illegible]ありきこの宝も[illegible]
とおぼして、ありしかのことのはらんとてやひつゝ[illegible]
今はかひなきことなれば、[illegible]
ゆゑでおらるゝ[illegible]いつ
なりて、蓋と宝とをうしなはるゝ[illegible]

も、[illegible]老女をくらひ殺したりとて、地獄と言
[illegible]花の[illegible]
さて人をたぶかせ、花の種をとりつゝみち
をゆくものなるべし、この方法をこそ花のあるべ
根つくべきいとまもなく、悪を懲らし、善を[illegible]
[illegible]
人を敬さも人をそこなうものと敬をば花の種とこそ折て中
[illegible]
[illegible]
[illegible]

花咲爺○童話ニ云ふ爺婆夫婦貧窮とりて自ら[illegible]
大の飼くところと掘るに異しみ[illegible]
[illegible]あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

かつをとりてなどとる狸身を堀と喩こゝろしてその穴を堀と云ふ故に
堀をうつてそこに毒薬をかくして狸を
形とあらはし堀食のあるを寵ものの
うれのあるを出すく出さるれば名あり書と擬ち堀の書と名て注て
名付ける又こゝろの出ることし狐の兎あるを名づけて歸去来
はなして後ひるがへる音信堀の仇と報いてんず豆と書のごとく書つ
これを菊ようなして出てそなてをよく狸ちの書をうまきをれう
豆一極ざうりのこゝをよくうの兎にさうるるうの宮るるしまく宝
と名てをいたべとりつべもうも宝ふるみをしかどうちの豆とおこし
きしかとせちるもこれをいたべ世とと名てはなることとしてあるうる宝と
名づけてこれと先へなしひとうる極とうちの方とうちたくうの狸

ちの音と性てあれに付ども四つにかりつ山ちうし苦山ちの出ちの
第くうつまううれに狸又四兎ちうんばうつ山之と言ちるれるよ
出ちを極ひうごうて狸の背を見るれいうく呼ひてゆ輾い等
じてみう書はは逃ちをに兎又味噌よ蕎麦とすうまをうと
音葉ちうく笑とゆうし安傷の葉ちうて責はを狸は背と傷
腹されてせんをうに折ちればうちに葉ちうんと見ひて背の安傷へ
はゆきをうつ烟なく痛へ蕎麦と塗ちれはをうて痛ちうを
もあひをちうまうび和ひて信とうにうまうまうあうと殺
て狸の安傷をうう兎又形と逆ちる狸それと入てちの形付まをし
四く漢せをうとうて歌ゆへ狸ちうゆまくうとくうちの面
のうをうる漢ひうとれに出うて逆んて土形と逆うて兎ちうも

[illegible]の[illegible]傳つぶとして[illegible]程の[illegible]池[illegible]水を[illegible]ると鬼ハ[illegible]と[illegible]の
[illegible]これとら殺[illegible]ある姫の[illegible]と[illegible]ひしとする
[illegible]程姫と[illegible]て[illegible]山[illegible]
[illegible]

浦嶋子の事

○昔[illegible]童子の宿稲[illegible]浦[illegible]日本紀[illegible]
[illegible]ものなし今[illegible]世[illegible]浦[illegible]
海浦[illegible]櫻[illegible]人[illegible]衰相根碩[illegible]
[illegible]腹[illegible]この腹[illegible]
[illegible]

○面[illegible]子[illegible]月八水の精[illegible]日の影を[illegible]
月[illegible]八雲[illegible]又[illegible]

[illegible]の[illegible]男の[illegible]ハ帰[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

○兒を育[illegible]妻[illegible]嬰兒ハ情を禁欲と割[illegible]
[illegible]食[illegible]
[illegible]君父[illegible]
[illegible]ハ止[illegible]妻[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

謝在杭曰明王粹夫自祖父以来三世教子惟以不妄
語為訓可謂有超世之識也已子孫信之稚兒
毒害之言只憑言之博く譽と為と仁と
あるを為と上家あり好家あり雅と寓言あり邪流あり
ると寓言とは言の理を含むと毒害とは稚兒の物を
毒害とは此これを毒害とは毒害とは物を
中を言て分り此相遠く習相とし毒害の中を人とは
○續古今集　貞暴自棄の戒を結武アの歌を
とりわけや人とは人とは人とは

花押に成と華さかりし花押の上に朱を塗て文字を消すと今の世に用ひる花押の上に朱を塗て文字を消すと

正印は容易に偽る事なりさるに

花押は偽りなし

行られ

吉田兼倶

吉田兼倶

吉田兼倶

りの子に是より明應の戰元年義植六角高瀨と戰
永正大永の難元年より十三年まで上杉細川三好北条畠山義豐と爭ふ
十年三好海雲細川澄元を出入京義稙と退ぞく　同
又入京享祿天文の役享祿四年細川三好天文年中今川織田と爭ひ
弘治永祿の頃臣として君と戰ひ兄弟と殺し惡逆
無道の行のこゝろ聖人の言ひつまてもなく名臣筆を投て
封侯と思ふ人思ふ人附て永祿四年藤惺窩生る
其人冷泉家より惺窩先生系譜を出す法性寺摂政道
冷泉家三條西兄弟
長名六男長家卿中納言参議侍從累世任播州藏人朝
有子教人長曰為勝為五位衛權少將次曰教勝次乃先
生也幼而為僧既長常讀聖賢之書志嚮儒術後遂
還俗名肅字斂又号惺窩先生初浴の相国寺に入て舞

首座に昇り浮屠と遊ぶこゝ四方を漫遊し宋儒の
書を得て大に喜び所なる者あるを南村戰士の世をすし
史質問講究する人無と恨む蒼激して漢土へ渡る
彼土の文物を見んと欲し乘船出帆し中流にして難風
に逢ひ見失ふ為に漂流して帰る事なし
自以為百人に常の師なし是を亡終に求むるふしぶし
やすく勤て四書六經を講究し程朱の学と
ふの二是より名價世にあらはれ天下の学者皆
のつゝ拙の林羅山那波道圓松永昌三各門より出
朝鮮人崔況来聘せし附先生を得て出て人を待て曰
朝鮮國三百年来の人今こゝに幸せり如人まて

寛文年間國の儒祖藤原惺窩先生の儒と
称せられて新たに謄す温良恭儉其人となり考ふるに
一兩年以前手の世の中文学の士迄儒学
山崎闇斎等多くの生徒を出す孫弟甚しく行
自中人以上四書近思録を謄写するもの多し伊藤
仁斎出て古義の一家を立て物の見を以て
宋儒の説を悟り古に通ずるの説天下靡然として
学ぶ者多し夫物極而変天之道也惺窩先生の
学風宋儒性理の書を尊信せしゆへ識者の高して
孤單の学を仁斎より性理学一変せり然るゆへ
されい重大の氣有て其道を物部氏祖徠先生

江戸に起りて宋儒性理を捨て専ら識者
ハ自ら觴豆の先生の道に礼乐刑政を論ずるを以て
和して復古の学と唱へ文辞の如きを好奇の癖と以て
韓柳李王を称ス雅乐象胥軍旅法律及び
諸子百家の道を精覈し天下に生徒を待つ実に
東方の一奇人也是より学風変じ学者ハ
ゆへ海内の学者ハ皆古学を好せられ
当代文学の儒祖と仰き惺窩祖徠両先生
学風の人も此二先生の餘流なり
惺窩の人儒学地に隆んなるハ祖徠の人ハ聖旨ゆへ
学ぶ其徳を仰ぐ人多し 彩状碑銘に就て見るべし

○同書に云く鹿苑院殿の將軍義滿は武家の故実を
ゝ人ゝ今川左京大夫氏頼小笠原兵庫介長秀伊勢
武蔵守滿忠等に命じて天下の武家と十一統なる
位一族 大名 守護 外様 評定 侍衆 申次
番方 國人 奉行 末男 此十一統如何なる故実の
制を樹たるや北將軍より天下の法改まる新奇なるも
なりき南院殿の時と事事に違ふ氏の長者なるを 永德
三年七月より法例を定め又管領職なるを細川山名の等し
遂に王城寺社仏閣公家の領金堂記録等を亡ぼすに
至る事の相なり世人是を庶仁の乱と云ふ 吾朝の一
大厄なり礼を祀代に武家より出づ古き律令と事異なり

温直寛仁の和を威權殺伐と為す事なり
寛政年間に小笠原貞宗月山と称し又開祥寺と
云ふ人唐傳法と云ふ書し相儀して清礼と為す
いまだ古礼と復稽しなる甚後元和二年正月初日
諸臣官位を志し烏帽子物の名大紙と云ふ又無官の
家人も烏帽子素袍を出仕するも此時なり始まれり
○同書に云ふ傳例に曰く 日本と支那と隔て四百餘
里なる古今人の膳羹する所なり明の万暦十九年に
大閤秀吉公彼土に書を一起直入大明国易吾朝
風俗於四百餘州施帝都政化千億万斯年有在方寸
中と云ふ彼土に赤縣神州と云ふ今の清朝なる
松下日記抄異称日本傳之見り

まて天下と四海列ちつ　抽ずるに圖書編
八十三　臣博考前古若光武中興監前世官宛之弊載省
天下四百列縣官止七千九百餘員額類極少者也
便明全書光武中興乃併省郡国十縣道侯国四百餘
所　呂東萊紫微雜話云　李芳洲詩安得吾皇四百列皆如邑二千石　紫微
設佐　見　水滸傳一條押捧等身齊步四百軍列都姓趙
東見記ふ歳宝掌和尚の設を用て行尽す　支那四百
州北中編　稱道人遊　ていて此等の言を用て人を上
や薄人の指るよいとする所なり
○同書武家月代の事
南世の武士は一統に月代とすると見るふ前額と剃髪後
秋菊有院可見　巻八十七三八十八三
妙石集に月代元入道撰集抄に　ぬきまくやられ方俗の迫く家と多くとして月ちなし
髪際と二寸許剃て毛髪と四周いふれ完無る法師
ちりいふ太平の世代なりて万一北狄の備ふ武具すべ
きなりすべて兜を載く時定て　兜を載く　元書月代すの支ふ我邦の
陸可彦の随筆に月代は中月頭の文字なりと代既和言に　月代　月頭　月侯　月後　月後
荘子に馬の月題とあるとて　月代　月頭　月侯　月後　月後
と　月代　月頭　月侯　月後　月後　月代　月頭　月侯　月後　月後
さ　月代　月頭　月侯　月後　月後　月代　月頭　月侯　月後　月後
海の注とし　月代　月頭　月侯　月後　月後　月代　月頭　月侯　月後　月後
首を出　月代　月頭　月侯　月後　月後　月代　月頭　月侯　月後　月後
ろと　月代　月頭　月侯　月後　月後　月代　月頭　月侯　月後　月後
ほう

同語も半刻須臾も称する皆外国の言なり（日本人鬚を剃り髪を除く）

○同書に北邦毎年寒気の節に師と重し貴賤一統に往来の礼を為す太平安楽の時代なれば此礼度々なるべしこれ可尊孤樹裏譚に京師最重冬節不問貴賤賀者奔走往来置一簿題名満幅自正統已之変此礼頓廃せり

○北邦の人貴賤を論ずる人を遂に最初に寒暖の侵と為す常礼なれば夫国も同様なり珊瑚代酔南唐孫晟口吃遇人不能道寒暄已而坐定談辯鋒生聽者無倦

○同書に初午毎年二月の初午に俗人一統に参詣し赤豆飯を炊き稲荷の神と唱へ例式なれども世諺問答に二月初午に弘師東寺の門前にて稲荷を祭る故なり三月の午日違乱の如しと則ち東寺の稲荷神なれども山寺なるを以て俗人誤りて稲荷と称するなり但中古は二月の午日なるべし今は三月なり

○髪長くして常の如くなる者あり信尼と云ふ延喜式伊勢斎宮忌詞佛称中子（或称五経又実）経称津紙塔称阿良良伎寺称瓦葺僧称髪長尼称女髪長（同書）

○同書吉朝に甘露の降りたる類聚国史（文化実録巻之二百見同書に載せり）

[illegible]仁沢の成ずるとして之を要して[illegible]
[illegible]の仁沢なるべし李草を見べし雀鷃[illegible]
[illegible]四五月の頃最多し朝露消ひ日中に乾く
荊林伐山雀鷃後人亦認為甘露[illegible]和漢[illegible]
[illegible]

○烟草 因書[illegible]袁棟[illegible]書隱叢說云相思草一名罌粟好之
可以破寂助氣無大利亦無大害前世未聞等相傳
起於明末今已十室而九無論朝野雅俗良賤且波
及閨閣矣用之者若刻不能忘昂間窓間窓弄墨弓矢
工作勤劬者同飲食之不須臾離焉豈習俗使然耶抑
天道使然耶[illegible]袁棟[illegible]